

# 令和2・3年度の保険料率について（お知らせ）

## 令和2・3年度保険料率が変わります

後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに見直しを行います。  
新潟県後期高齢者医療広域連合では、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえ、保険料率の引き上げを行います。  
被保険者の皆様に、ご負担をおかけすることになりますが、  
今後も安心して医療を受けていただくための改定ですので、何卒ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、次頁をご覧ください。



## 令和2・3年度保険料率



## 保険料の計算方法

保険料は、加入者全員が負担する「均等割額」と、加入者の前年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

$$\text{年間保険料額 (限度額64万円)*} = \text{均等割額 (1人当たり 40,400円)} + \left( \text{前年中の総所得金額等} - \text{基礎控除33万円} \right) \times \text{所得割率 7.84\%}$$

\*令和2年度に限度額が62万円から64万円に引き上げられます。

問い合わせ先

詳しくは、新潟県後期高齢者医療広域連合、又は、お住いの市区役所・町村役場「後期高齢者医療担当窓口」まで

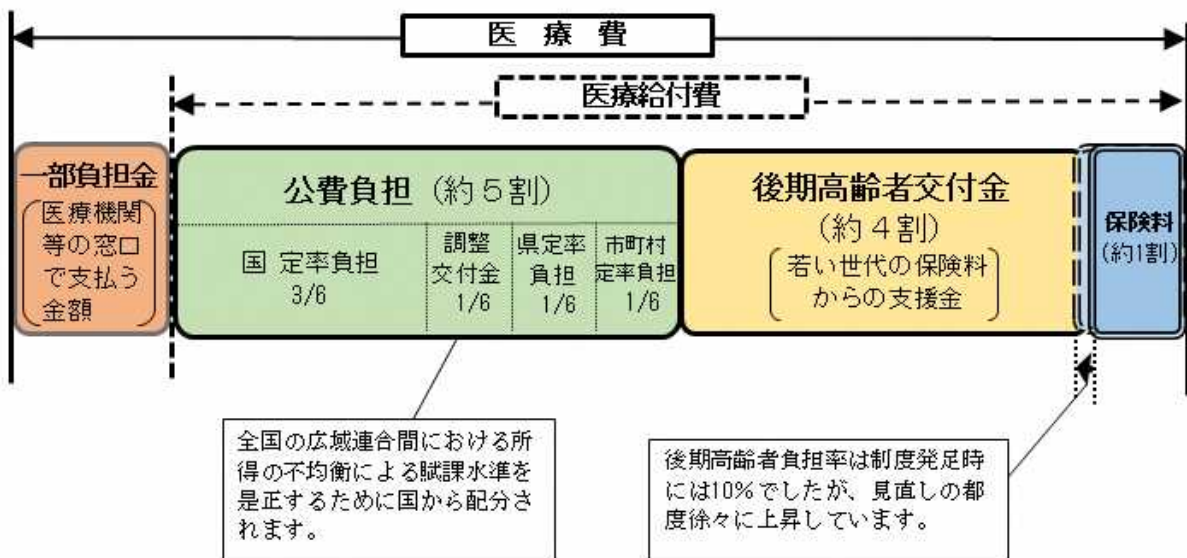
新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館内  
業務課 TEL: 025-285-3222 ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

# 令和2・3年度の保険料率の見直しについて

## (1) 医療費のしくみ

- ・後期高齢者医療制度の医療費は、患者本人が医療機関等の窓口で支払う一部負担金と医療給付費で構成されています。医療給付費は、その約5割を公費、約4割を若い世代からの支援金、残りの約1割を保険料として、それぞれの負担割合が明確に定められています。
- ・保険料として負担する割合を後期高齢者負担率（後期高齢者の負担割合）といい、これは高齢者と若年者の人口比率により国が計算し決定しており、保険料算定の基礎数値となります。



保険料は医療給付費以外のその他の費用(葬祭費や保健事業等)の財源としても活用されます。

## (2) 料率改定における国から示された基礎数値等

- ・後期高齢者負担率の引上げ 11.18% 11.41%
- ・診療報酬改定 令和元年度改定分：0.07% 令和2年度改定分：+0.10%

診療報酬とは・・・

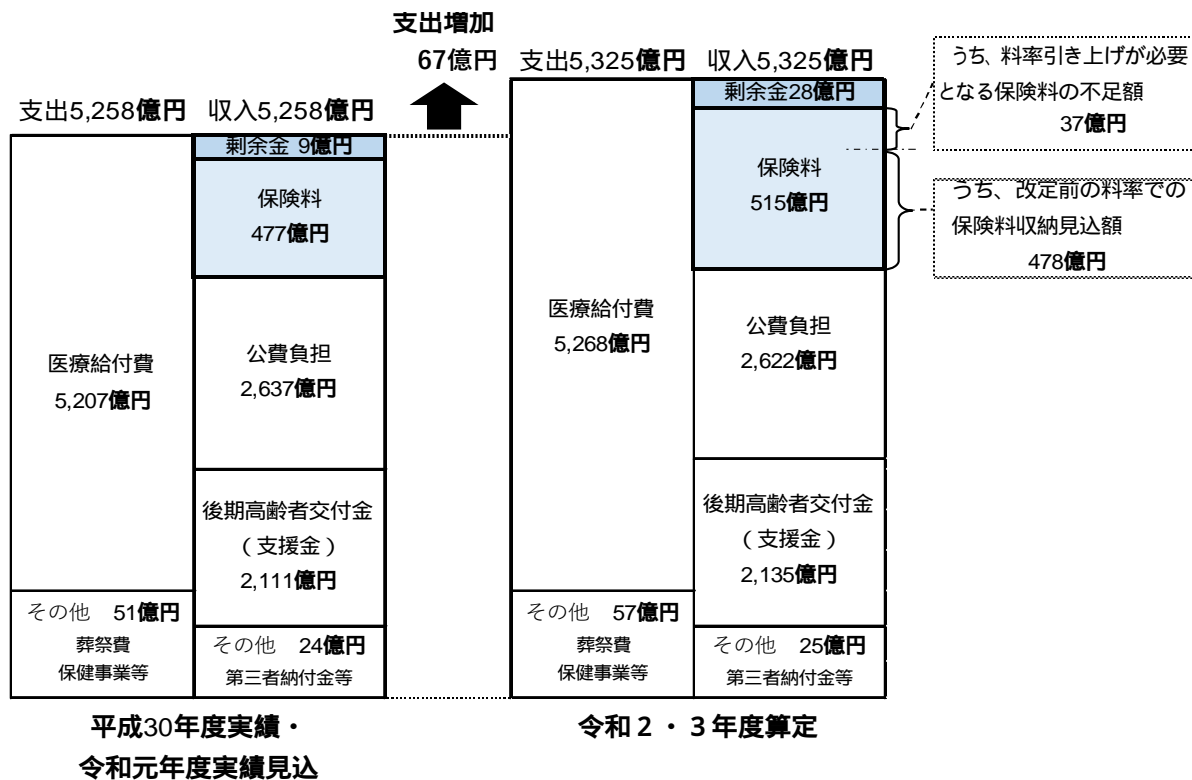
保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬

## (3) 新潟県の今後予想される被保険者数及び医療費の動向

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平均被保険者数	375,457人	373,556人	369,055人
一人当たり医療給付費	699,881円	706,318円	712,523円

被保険者数は令和2・3年度は減少するが、令和4年度からは増加に転じると予測また、一人当たり医療給付費は今後も増加の傾向にあると予測。

#### (4) 収支の見込み



・平成30年度及び令和元年度において生じると見込まれる剰余金 **28億円**は全額活用します。

#### (5) 算定結果

上記のように、令和2・3年度において、改正前の保険料率では財源不足が見込まれることから、それを賄うために必要な保険料率を下記のとおり定めました。



保険料については、ホームページでも試算ができます。

## 保険料の軽減（令和2年度）

### 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、同一世帯内の被保険者及び世帯主（被保険者でない方も含みます）の前年中の所得金額の合計により判定します。

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の 総所得金額等を合計した額		軽減後の均等割額	
		7.75割軽減	9,090円 / 年
33万円以下の場合	33万円以下の世帯のうち被保険者 全員が年金収入80万円以下（その他 各種所得なし）の場合	7割軽減	12,120円 / 年
33万円 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	20,200円 / 年
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	32,320円 / 年

令和2年度から28万円が28.5万円に、51万円が52万円に拡充されます。

年金収入について、公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得から、15万円が控除されます。

専従者給与（控除）及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

### 制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった方への軽減

会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者で、制度加入の前日において保険料負担のなかった方は、保険料の「均等割額」が資格取得月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

## 令和2年度 年間保険料額の例

（単身世帯、年金収入のみの場合）

収入額	軽減の状況	現行料率による 年間保険料	新料率による 年間保険料	増額分
80万円以下	均等割 7割軽減 1	11,000円	12,100円	1,100円 （月額 92円）
150万円	均等割 7.75割軽減 2	8,300円	9,000円	700円 （月額 59円）
180万円	均等割 5割軽減	38,400円	41,300円	2,900円 （月額 242円）
220万円	均等割 2割軽減	79,100円	84,800円	5,700円 （月額 475円）
300万円	均等割 軽減なし	145,600円	155,600円	10,000円 （月額 834円）

【 1 2については軽減特例見直しにより、均等割の軽減割合が以下のとおり変更となります。】

1 令和元年度 8割軽減対象者は、令和2年度以降、本則の7割軽減となります。

2 令和元年度 8.5割軽減対象者は、令和2年度は7.75割軽減、令和3年度から、1同様に本則の7割軽減となります。

令和2年3月作成